

文化財保護法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 削除
- 第三章 有形文化財
- 第四章 無形文化財
- 第五章 民俗文化財（第七十八条—第九十一条）
- 第六章 埋蔵文化財（第九十二条—第一百八条）
- 第七章 史跡名勝天然記念物（第九十九条—第一百三十三条の四）
- 第八章 重要文化的景観（第一百三十四条—第一百四十一条）
- 第九章 伝統的建造物群保存地区（第一百四十二条—第一百四十六条）
- 第十章 文化財の保存技術の保護（第一百四十七条—第一百五十二条）
- 第十一章 文化審議会への諮問（第一百五十三条）
- 第十二章 補則
 - 第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求（第一百五十四条—第一百六十一条）
 - 第二節 国に関する特例（第一百六十二条—第一百八十一条）
 - 第三節 地方公共団体及び教育委員会（第一百八十二条—第一百九十二条）
 - 第四節 文化財保存活用支援団体（第一百九十二条の二—第一百九十二条の六）
- 第十三章 罰則（第一百九十三条—第二百三条）

附則

第四節 文化財保存活用支援団体

（文化財保存活用支援団体の指定）

- 第一百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
 - 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援団体の業務）

- 第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
 - 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
 - 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第一百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。